

ID: 165

担当部署: 市民生活部 総合窓口課

処分の概要	特定疾病の認定		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行令 第29条の2第8項		
法令番号	昭和33年政令第362号		
【基準】	<p>政令第29条の2第8項の規定による。 (高額療養費の支給要件及び支給額)</p> <p>第29条の2</p> <p>8 被保険者が健康保険法施行令第41条第9項に規定する厚生労働大臣の定める疾病に係る療養(食事療養及び生活療養を除く。)を受けた場合において、当該療養を受けた被保険者が厚生労働省令の定めるところにより市町村又は組合の認定を受けたものであり、かつ、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等につき受けた当該療養に係る第1項第1号イからヌまでに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからヌまでに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。</p> <p>省令第27条の13第1項及び第2項の規定による。 (特定疾病に係る保険者の認定)</p> <p>第27条の13 令第29条の2第8項の規定による市町村又は組合の認定(以下この条において「認定」という。)を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を記載した特定疾病認定申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。</p> <p>(1) 認定を受けようとする被保険者の氏名、生年月日及び個人番号 (2) 認定を受けようとする被保険者のかかっている令第29条の2第8項に規定する疾病の名称 (3) 被保険者記号・番号</p> <p>2 前項の申請書には、同項第2号に掲げる疾病にかかっていることに関する医師又は歯科医師の意見書その他当該疾病にかかっていることを証する書類を添付しなければならない。</p> <p>健康保険法施行令第41条第9項の規定に基づき厚生労働大臣が定める治療及び疾病(昭和59年厚生省告示第156号)参照</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成27年4月1日	最終変更年月日	令和2年10月1日